

名寄市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月文部科学省)の「地域クラブ活動に関する認定制度」(以下「認定制度」という。)に基づき、地域クラブ活動の認定を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

(認定要件)

第2条 名寄市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が認定する地域クラブ活動(以下「名寄市認定地域クラブ活動」という。)は、次の各号に掲げる要件を満たすクラブ活動とする。

- (1) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- (2) 適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- (3) 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- (4) 適切な指導の実施体制が確保されていること。
- (5) 適切な安全確保の体制が確保されていること。
- (6) 適切な運営体制が確保されていること。
- (7) 学校等との連携が適切に行われていること。

2 前項第4号に関する指導者の登録及び研修等については、別に定める「認定地域クラブ活動指導者登録制度」に基づき実施する。

(認定申請)

第3条 名寄市認定地域クラブ活動の認定を受けようとする地域クラブ活動を統括する団体(以下「運営団体」という。)は、名寄市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書(別記様式第1号)に個別の地域クラブ活動を実施する団体(以下「実施主体」という。)の次の各号に掲げる書類を添えて教育長に提出しなければならない。

- (1) 地域クラブ活動の活動計画書
- (2) 名寄市認定地域クラブ活動認定要件確認書(別記様式第2号)
- (3) 団体の規約、会則等
- (4) 地域クラブ活動に係る収支計画書
- (5) その他教育長が必要と認めた書類

(認定又は不認定の通知)

第4条 教育長は、前条の申請があったときは、内容を審査し、相当と認めたときは、名寄市認定地域クラブ活動認定通知書(別記様式第3号)により運営団体に通知するものとする。

2 教育長は、前項の審査により認定をしないこととしたときは、名寄市認定地域クラブ活動不認定通知書(別記様式第4号)により運営団体に通知するものとする。

3 教育長は、第1項の審査をするときは、必要に応じてヒヤリング、現地確認等を行うものとする。

4 名寄市が自ら地域クラブ活動の運営団体及び実施主体となり、第2条各号に掲げる要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合には、当該地域クラブ活動を名寄市認定地域クラブ活動とみなす。

(認定の有効期間)

第5条 名寄市認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、認定の効力の発生日の属する年度の年度末までとする。

(変更の届出)

第6条 名寄市認定地域クラブ活動の運営団体は、認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに名寄市認定地域クラブ活動変更の届出書（別記様式第5号）により教育長に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない。

(休止の届出)

第7条 名寄市認定地域クラブ活動の運営団体は、認定を受けた地域クラブ活動を休止する場合には、速やかに名寄市認定地域クラブ活動休止の届出書（別記様式第6号）により教育長に届け出なければならない。

(認定取消しの申出)

第8条 名寄市認定地域クラブ活動の運営団体は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合には、速やかに名寄市認定地域クラブ活動認定取消申出書（別記様式第7号）により教育長に申し出なければならない。

(認定の取消し)

第9条 教育長は、名寄市認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

- (1) 不正な手段等により認定を受けたとき。
- (2) 指導助言等を行ったにもかかわらず、なお改善を期待することができないとき。
- (3) 名寄市認定地域クラブ活動の運営団体から前条の規定により認定取消しの申出があったとき。

2 教育長は、前項の規定により認定を取り消したときは、名寄市認定地域クラブ活動認定取消通知書（別記様式第8号）により、名寄市認定地域クラブ活動の運営団体に通知するものとする。

(名寄市認定地域クラブ活動に対する指導助言等)

第10条 教育長は、関係団体と連携し、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、名寄市認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

(名寄市認定地域クラブ活動に対する支援)

第11条 教育長は、名寄市認定地域クラブ活動について次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 生徒、保護者等に対する情報提供
- (2) 地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用等）
- (3) 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の促進

(委任)

第12条 この告示の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和8年度末までの間は、教育長は、地域クラブ活動が第2条第4号又は第6号を満たしていない場合であっても認定を行うことができるものとし、その場合には、関係団体と連携し、当該地域クラ

ブ活動の運営団体又は実施主体に対して活動の質の担保等のために適切な指導助言等を行うものとする。